

東京ゼロエミ住宅の取得に対する不動産取得税の減免要綱

令和4年3月31日
3主税税第384号
局長決定

改正 令和5年3月29日4主税税第407号

改正 令和5年6月1日5主税税第70号

改正 令和6年6月7日6主税税第62号

(目 的)

第1 東京都は、断熱性能及び省エネルギー性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、住宅がこの要綱に定める要件に該当する場合は、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第48条の9第1項第4号及び東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則第126号）第25条の5第3項第15号の規定に基づき、当該住宅に係る不動産取得税の減免を行う。

(対 象)

第2 減免は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅（地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第4号に規定する住宅をいう。以下同じ。）の取得（同法第73条の2第2項の規定が適用されるものに限る。）に対して課する不動産取得税について行う。

- (1) 助成対象住宅（東京ゼロエミ住宅普及促進事業助成金交付要綱（令和6年5月10日付6都環公地温第816号）第3条第1項に規定する助成対象住宅をいう。）であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和11年3月31日までの間に設計確認申請（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第9条第2項に規定する設計確認申請をいう。）が行われていること。

(減免割合)

第3 減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 東京ゼロエミ住宅指針（令和元年7月4日付31環地環第104号。以下「住宅指針」という。）第3 2（1）アに規定する水準Cに該当する住宅 5割
- (2) 住宅指針第3 2（1）イに規定する水準Bに該当する住宅 8割
- (3) 住宅指針第3 2（1）ウに規定する水準Aに該当する住宅 10割

(減免の申請)

第4 減免を受けようとする者は、知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第5 知事は、減免を受けた者が、この要綱に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合には、当該減免を取り消すものとする。

(減免事務の運営)

第6 減免事務の運営については、この要綱の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

(実施時期)

第7 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月29日 4主税税第407号)

(実施時期)

第1 この要綱は、決定の日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正後の要綱の規定は、令和4年4月1日以後に設計確認申請（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第9条第2項に規定する設計確認申請をいう。）が行われた住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

ただし、この要綱の決定の日前にこの要綱による改正前の要綱により減免が行われた住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年6月1日 5主税税第70号)

(実施時期)

第1 この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (令和6年6月7日 6主税税第62号)

(実施時期)

第1 この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正後の要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に設計確認申請（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第9条第2項に規定する設計確認申請をいう。）が行われた住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用し、同日前に設計確認申請が行われた住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。